

水産政策審議会第26回総会
及び第97回企画部会合同会議
議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第26回総会
及び第97回企画部会合同会議

1. 開会及び閉会日時

開会 令和4年3月10日（木）15時31分

閉会 令和4年3月10日（木）16時41分

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

（委員）荒木 直子 石井 ユミ 大瀬 由生子 川辺 みどり

工藤 貴史 齋藤 徹夫 坂本 雅信 佐々木 貴文

定池 祐季 佐藤 由也 田中 栄次 田辺 恵子 谷 綾一

中川 めぐみ 橋本 博之 堀内 精二 本間 新吉

三浦 秀樹 山下 東子 山本 徹 吉川 文

（特別委員）川原 明子 窪川 かおる 久保田 正 後藤 理恵

佐々木 ひろこ 菅原 美徳 関 いずみ 高橋 健二 野田 一

夫 深川 沙央里 深川 英穂 結城 未来 和田 律子

3. その他出席

（農林水産省）金子農林水産大臣

（水産庁）神谷水産庁長官 渡邊漁政部長 藤田資源管理部長

黒萩増殖推進部長 矢花漁港漁場整備部長 依田漁政課長

河村企画課長 五十嵐加工流通課長

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第26回総会及び第97回企画部会合同会議
議事次第

日 時：令和4年3月10日（木）15:31～16:41

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

【諮問事項】

諮問第354号 水産基本計画の変更について（答申）

諮問第386号 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の規定に基づ
く特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物の指定について

【報告事項】

分科会及び部会の調査審議について

4 閉 会

○漁政課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第26回総会及び第97回企画部会合同会議を開催したいと存じます。

私は、本日の司会を務めます漁政課長の依田と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日の合同会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、委員及び特別委員にはウェブ会議システムの使用を推奨しまして、これと併用させながら参加させていただく形で開催させていただいております。

なお、御発言の際には、ウェブ会議システム上で「挙手」ボタンをクリックしていただきまして、発言の意思表示をして御発言いただきますようお願い申し上げます。御発言されるまでは、音声はミュートにて設定いただきまして、御発言の際にミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。音声トラブル等がある場合には、ウェブ会議システム上のチャット機能がございますので、こちらの方で事務局までその旨お知らせいただければと存じます。

それでは、続きまして、定足数の確認ということでございます。初めに、委員の御出席の状況について御報告いたします。

水産政策審議会審議会令第8条第1項の規定により、審議会総会及び企画部会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員の22名の中でウェブによる参加も含めまして19名の御出席をいただいております。また、企画部会の所属委員が11名のところ、ウェブ会議による御参加も含めまして9名の方が御出席されておりますので、総会、企画部会それぞれ定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。また、特別委員につきましては、25名中10名の御参加をいただいております。

続きまして、当審議会の議事の取扱いについての御説明でございます。これ水産政策審議会の会議規則第6条に基づきまして、会議は公開にて行うこととなっております。なお、傍聴者は同室において感染症対策をきちっと講じた上で傍聴する形とさせていただいております。

また、同規則第9条第2項に基づきまして、議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。

会議終了後、委員の皆様におかれましては議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、何とぞその節は御協力のほどお願いいたします。

なお、本日は後ほど金子農水大臣が出席される予定になっております。

それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第でございます。次に、配付資料一覧と、続きまして、右肩に資料番号が記載されております。資料１、水政審の委員・特別委員の名簿、資料２－１としまして「水産基本計画の変更の諮問に対する答申について」と題する資料、そして、資料２－２としまして「水産基本計画（案）について」、これは本体でございます。２－３としまして、「水産基本計画の検討経過について」という資料でございます。また、資料３としまして、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の規定に基づく特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物の指定について」と題する資料がございます。そして、最後に資料４、「分科会及び部会の調査審議一覧」ということでございます。末尾には参考資料として「水産基本法」の抜粋がございます。

それでは、ここから議事進行については田中会長にお願いしたいと存じます。田中会長、よろしくお願い申し上げます。

○田中会長 会長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日の議題である水産基本計画の変更について審議した後、水産流通適正化法に基づく特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物の指定について、諮問をいただく予定です。最後に、分科会及び部会の調査審議について報告を行う予定となっております。

予定では17時30分までということになっておりますので、円滑な議事進行への御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、一つ目の議題、諮問第354号、水産基本計画の変更についてでございます。本件については、昨年４月16日に開催された第24回水産政策審議会総会及び第89回企画部会において、農林水産大臣より本審議会に対し諮問を頂き、その後、企画部会において検討を重ね、更に関係者との調整を行った上で、本日最後の水産基本計画（案）が示されたということでございます。

それでは、事務局より水産基本計画（案）について、説明よろしくお願いいたします。

○企画課長 水産庁企画課長の河村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、資料の２－３を御覧いただければと思います。水産基本計画のこれまでの検討の経緯でございます。

令和３年４月16日に水産基本計画の変更につきまして、野上前農林水産大臣より山川前会長に諮問いただいたところでございます。５月28日には、現行の水産基本計画の検証を

行っていただきました。その後、6月30日から12月17日までの5回、分野別の項目につきまして御検討、御議論を頂いたところでございます。令和4年に入りまして、2月4日の次期水産基本計画案につきまして、本文で一度、御議論いただきまして、本日3月10日を迎えているわけでございます。

本日、御了解いただきましたら、金子農林水産大臣より田中水政審会長に御答申という運びとなる予定でございます。

資料でございますけれども、資料の2-2でございます。水産基本計画（案）ということでございますけれども、お開きいただきまして、まず、8ページ目でございます。8ページ目、まえがきのところでございますが、全体を通じまして、山下部会長からスマートとデジタルという言葉が多用されているが、その使い分けを統一した方がいいというお話を頂きました。

スマートにつきましては、水産政策改革の中で、政策的にICT化を進めていくという観点から定められている取組をスマートと書いていまして、デジタルにつきましては、電子的に情報を扱う際の一般的な表現方法ということで整理してございまして、それに沿いまして、全体を再整理したところでございます。

続きまして、9ページ目でございますけれども、三浦委員の方から、具体的には関係する漁業者への事前の十分かつ丁寧な説明を、新たな資源管理についてしっかり記述してほしいというお話ですとか、海洋環境の激変とかの危機感というものを記述して、本文全体に反映してほしい。特に沿岸漁業において激変を乗り越えるための対応策の方向性を明記してほしい。

また、外国漁船による違法操業により我が国の漁獲量が減少していることを記述してほしいという御提案を頂きましたので、9ページ目の3行目「しかしながら」から、サンマなどの不漁の状況ですとか、そのほか違法操業の現状ですとか、あと、9ページの下の方から10行目ぐらいのところでございますが、伝統的に行ってきている漁業の色々な役割の重要性というのを再認識して、海洋環境の変化などに対応している旨記載してございまして、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得て資源管理を着実に実施していく必要があるということを記載させていただいてございます。

続いて、11ページ目をお開きいただければと思います。11ページ目、第1でございまして、今回の基本計画は第1から第4までございます。まず第1は、基本的な方向・方針を示したものでございまして、具体的には、この11ページ目、三つに分かれてございますが、

三本柱で考えてございます。

第1の柱が、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施ということで、ロードマップに従い、科学的知見に基づいて、また、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で、新たな資源管理を推進するとしています。

続いて、第2の柱でございますが、増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現ということで、(1)で漁船漁業の成長産業化、(2)で養殖業の成長産業化について触れてございます。

三つ目が第三の柱でございますが、地域を支える漁村の活性化の推進ということで、海業も含めまして具体的な取組を進めていくということを書かせていただいております。

続いて、12ページ目をお開きいただければと思います。12ページ目からが、第2水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策ということでございまして、まず、第1の柱、水産資源管理の着実な実施の部分でございますが、具体的には、13ページ目からでございますが、(2)のTAC魚種の拡大の部分で高橋委員から、TAC魚種について現場の過剰な負担となりかねないので、沖合の船とか枠が到達した漁業者が1魚種でも網に混獲された場合に選別しないといけないけれども、今後の扱いについて検討すべきというお話も頂いておりまして、この(2)のTAC魚種の拡大のところの5行目でございますが、「また、TAC等の数量関連の導入を円滑を進めるため」というところでございますが、「混獲への対応を含め、捕獲の実態等を踏まえつつ、数量管理を適切に運用するための具体的な方策を漁業者等の関係者に示す」ということを記述してございます。

続いて、14ページ目(5)でございます。遊漁の資源管理の部分でございますが、関委員と中川委員の方から遊漁の資源管理について、専門にしている遊漁船業者をさておき、個人でやっているような遊漁者をどうやって取り込むのか、また、遊漁の資源管理について、様々な対象者を踏まえた確認をしてほしいという御提案も頂いておりまして、遊漁の資源管理の下のところでございますが、アプリとか遊漁関係団体の自主的な取組などを活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努めて、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境を整備すると記述してございます。

続いて、(6)栽培漁業の部分でございますけれども、三浦委員から、栽培漁業の推進と支援策を講ずるとするのは国の責務であることをしっかり位置づけ、リーダーシップと積極的な関与を国がしっかりと打ち出してほしいということでございまして、14ページ目(6)の上から2行のところでございますが、栽培漁業基本方針に基づいてしっかり実施

するということで、栽培漁業基本方針の見直しの中でしっかり議論していきたいという整理をさせていただきます。

続いて、15ページ目でございます。3の漁業取締・密漁監視体制の強化の（2）の部分でございますが、外国漁船等による違法操業の対応の部分で、高橋委員から外国漁船への違法操業の対応を優しく書き過ぎているというコメントを頂きましたので、15ページ目の下から2行でございますが、「外国漁船等による違法操業について関係国等に対し、繰り返し抗議するなど、関係府省が連携し、厳しい対応を図っていく」というふうに整理をさせていただきます。

続いて、18ページ目でございます。18ページ目から第2の柱でございます。増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現ということで、まず、1. 漁船漁業の構造改革の中の（1）沿岸漁業でございます。ア）沿岸漁業の持続性の確保のところ、三浦委員から、いろいろ来遊してきた魚のフル活用ですとか、生産と消費の場が近いという沿岸漁業の特性を生かした流通・加工も含めた高付加価値化や、漁船転換や新たな養殖の導入など、具体的な沿岸漁業の施策を記述するようという御提案を頂きましたので、ア）に未利用魚の活用も含め、また、地域振興として新たに養殖業を始める地域における必要な機器等の導入など、加工・流通のバリューチェーンの強化による高付加価値化を図るなどの記述をさせていただきます。

続いて、19ページ目でございますが、ウ）遊漁の活用のところで三浦委員から、プレジャーボート等の遊漁についても関係団体との連携で、マナー向上ですとかルール作り等をしっかり進めるべきと、それをしっかり書くべきだということでございますので、19ページ目に記述をさせていただきます。ウ）の最後の2行でございます。

続いて、22ページ目をお開きいただければと思います。2. 養殖業の成長産業化の部分でございますが、まず、深川英穂委員から、規模の大小を問わないような取組というのをしっかり進めていくべきという御意見を頂きましたので、2行目に「規模の大小を問わない成長産業化への歩みを着実に進めていくことが重要である」という記述をさせていただきます。

また、（1）需要の拡大の2行目に、最終的には国内需要に依存するのみならずと書いてございますが、当時、「国内需要に依存する現状からの脱却」というふうに書いておりましたところ、山下部会長から、少し言い過ぎではないかというご指摘をいただきましたので、このように修正をさせていただきます。

また、佐々木ひろこ委員から、見るだけじゃなくて、ASCなどその他の様々な水産エコラベルの記述も書くようにというお話がございましたので、ASC、BAPなどの記述をさせていただいております。

また、ア) 国内向けの取組の1行目でございますが、これは国産品の生産拡大というところは、以前は、国産品のシェア拡大と書いておりましたところ、山下部会長から、シェアというのは自分たちでコントロールできるものじゃないので、生産を拡大するというふうにした方がいいんじゃないかという御助言を頂いております。

また、深川委員と三浦委員からは、国内向けの取組と海外向けの取組というのをきちんと整理して輸出の部分も含めて書き分けた方がいいんじゃないかという御提言を頂いておりますので、22ページ目でア) とイ) で整理をさせていただいているところでございます。

続いて、24ページ目の一番下、3. 経営安定対策でございますけれども、25ページ目に漁業保険制度とございまして、深川英穂委員から、輸出で国内で滞留して価格が暴落してしまう可能性があるのも、そういうことを起こさないように必要な対策を明記するようということございまして、この漁業保険制度の中で、これは大体6行目ぐらいでございますけれども、養殖戦略とか輸出戦略とかを踏まえた養殖業の生産性向上など、いずれにしても環境とかの変化に対応した経営安定を図るためのセーフティネットとして、効果的・効率的にその機能を発揮させる必要があるということで、御紹介をさせていただいております。

また、(3) 漁業経営に対する金融支援につきましては、三浦委員から、金融調達の手法の多様化というのをしっかり図るべきだという御指摘を頂きましたので、最後のところにその旨記述させていただいているところでございます。

続いて、28ページ目でございます。28ページ目、6. 人材育成の部分でございますが、(1) 新規漁業者の確保・育成ということでございまして、まず、中村委員から、水産庁の新規就業対策につきましては、途中で指導者の切り替えができないので、途中でも指導者を替えられるようなシステムにしてほしいというお話がございまして、これは令和4年度から対応できるように財務省など関係省庁と整理をいたしておりますので、それはしっかり対応していきたいというふうに思っております。

また、中川委員からは、新規就業者はもちろんなんだけど、新規就業者以外の方もしっかり御支援していくべきだという話でございましたので、(1) の下から4行目からでございますが、経営スキルやICTの習得などを学び直し、もう既に就業されている方も含

めてしっかり対応すると記載しております。

また、窪川委員から、水産改革後の新しい漁業の時代に活躍できるように、人材を育成していくということをしっかり明記してほしいということでございましたので、下から3行目から2行目にかけて、その旨、明記させていただいたところでございます。

29ページ目でございますが、（3）海技士等の人材の確保・育成の部分でございますけれども、高橋委員から、若者にとって魅力ある就業環境を具体的に何か書けないかというお話を頂きましたので、W i - F i 環境の確保とか居住環境の改善などを例示で書かせていただいております。

続いて、30ページ目でございます。ここからが第3の柱でございまして、地域を支える漁村の活性化の推進ということでございます。これは山下部会長から、5行目でございますけれども、漁業者の所得向上と雇用の環境とやっていたんですけれども、ちょっと雇用の環境というのはおかしいんじゃないかということで、労働環境という言葉に修正させていただいております。また、その2行下ですが、「地域一帯でモデル的に」と書いていましたが、10年間の計画なので、モデルというのも変だろうということで、モデルを落としまして「地域一帯でのデジタル技術の活用」と書かせていただきました。

次に、32ページ目でございます。（5）水産業等の女性参画等の推進というところでございますが、窪川委員から、1行目でございますけれども、「これまで以上に尊重」という記載に対して、尊重は変ではないかないかということで、「これまで以上に活躍」という整理をさせていただいております。

また、関委員から、起業的な取組等の支援をしっかりとしてほしいということでございましたので、6行目に「女性グループの起業的な取組、経営能力の向上や加工品の開発・販売など、実践的な取組を推進する」という記述をさせていただいております。

続いて、34ページ目でございます。34ページ目5行目のイ）国産加工原料の安定供給という部分でございますが、佐々木貴文委員と川原委員から、漁業経営安定に資する、要は漁獲安定対策のようなことは書けないのかという御指摘があつて、本文を抜本的に直しまして、「漁業経営の安定に資するため、水産物の価格の著しい変動を緩和し、水産加工業への加工原料を安定的に供給するなど、水産物供給の平準化の取組を推進する」ということを整理させていただいたところでございます。

続いて、35ページ目2行目、ウ）水産物の健全な取引環境の整備でございますが、田辺委員から、水産物の産地における食品表示の適正化について、アサリのお話も頂きながら

御指導いただいたところでございまして、その旨、この3行目にも書いてございますし、このウ)の下から4行目にも書いてございますが、食品表示の適正化の記述を入れさせていただきます。

更に、佐々木ひろ子委員から、人権問題とかに関するサプライチェーンの透明性について、しっかり透明性の確保を進めていくための記述を書けないかという御指摘もいただきましたので、その下の「更に」の3行に、その旨、整理をさせていただいているところがございます。

次、36ページ目でございます。水産業・漁村の多面的機能の発揮ということで、三浦委員から、改正漁業法の規定の趣旨をしっかりと踏まえるということ、特に174条と特定しておっしゃっていただきましたが、改正漁業法の規定の趣旨も踏まえということで整理をさせていただいておりますし、その次の漁場環境の保全・生態系の維持の(1)藻場・干潟等の保全・創造のところで、藻類だけではなくて、貝類の環境の影響などについても把握するべきだという御意見もいただきましたので、36ページ目の一番下でございますが、その旨、記述をさせていただいております。

次、38ページ目(6)海洋環境の保全(海洋プラスチックごみ、油濁)問題でございますが、これも山下部会長、三浦委員、窪川委員から、しっかり海洋プラスチック汚染対策をやっていくべきだということでございますので、具体的には、大きなブロックの二つ目の「このため」というところからでございますが、最近の環境省の様々な国際的な動向も踏まえながら、持ち帰りの周知とか処理の促進ですとか、漁業系廃棄物の適正処理に関するいろんな施策など、リサイクルも含めてしっかり取り組むということを記述させていただいております。

40ページ目でございます。40ページ目がⅣ．持続的な発展に向けて横断的な推進する施策ということでございまして、みどりの食料システム戦略と水産政策ということでございましたが、後藤委員から、例えばニホンウナギの養殖の人工種苗を100%というふうに書いていいのかというお話もいただいたのですけれども、みどりの食料システム戦略、農水省としてしっかりやっていくというふうに決めてございますので、そうしたことも水産基本計画にはしっかり書き込んでいくというふうにさせていただきました。

あとは御紹介でございますが、44ページがⅤ．東日本大震災からの復旧・復興、そして原発事故の影響克服ということで、ALPS処理水などの話を書かせていただいております。

46ページ目が第3．水産物の自給率目標でございまして、いろいろ現状の整理をしてございますが、少しニュースで報道されていましたが、50ページ目の最終的な自給率目標のところが、一番下の表の右側でございまして、令和14年度の目標は食用の魚介類94%、魚介類全体では76%、海藻類では72%となっております。これは、資源管理ロードマップで漁獲量444万トンを目指すことや、輸出全体、農林水産業全体で5兆円を目指す中で水産1.2兆円貢献するというような、そのようなデータ、数字を計算式に当てはめると、このような数字になるということでございまして、しっかり対応していきたいと思っております。

最後、51ページ目が第4で、その他のようなものでございまして、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項ということで、五つの記述をさせていただいております。

以上でございます。

○田中会長　ありがとうございます。音声の方は大丈夫でしょうか。

ただいま御説明ありましたように、昨年4月に農林水産大臣からの諮問を受けてから、山下部会長の下、企画部会において計8回の審議を行ってまいりました。前回2月4日に開催した第96回企画部会まで各委員から頂いた御意見を踏まえた上で、今回示されたのが水産基本計画最終案でございまして。これまで委員から頂いた意見は十分に反映されているものと思いますが、いかがでしょうか。時間も限られておりますので、特段の御意見や御質問等があればお願いいたします。なお、本議題は企画部会での議決事項ですので、企画部会の委員の方に御意見、御質問をお受けしたいと思っております。

御発言、ございますでしょうか。よろしいですか。ウェブ参加の方が大多数なんですが、よろしいですか。

○高橋特別委員　高橋ですけれども、よろしいですか。

○田中会長　どうぞ、高橋委員。

○高橋特別委員　基本的には、この水産基本計画には賛成をいたしたいと思っております。

ただ、その中で確認をしておきたいということと、若干の意見を言わせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、11ページでございましてけれども、上から2段目に、次世代を担う若い漁業者とその家族とありますが、この中には若い漁業者の若いというのは漁業経営者と沿岸漁業者のみであると思うのですけれども、漁業従事者は入らないのかという理解でよろしいのかと

いうことです。

それから、12ページでございますけれども、Iの海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理とありますけれども、上から3行目だと思うのですけれども、この中でこれまでの水産政策の中でTAC数量等々も含めて、資源管理の指導が悪かったという理解でよろしいのか、それによって修正をしていくということなのか、その点についてお伺いをしたいということです。

同じ12ページの2（1）の2行目ですけれども、今の適切な資源管理が収入につながる、こういうことであるんですが、現在の状況の中では、資源管理というよりは、海洋、それから海峡の変化というものが著しく大きくて、こちらの調査を優先させる時期ではないのかなというふうなものを思っております。今、申し上げているのは、新たな水産基本計画実施に当たって、そういうことも検討していただきたいなという思いを持って今申し上げているということです。

また、12ページの2の後段の方にありますけれども、数量管理のメリットからという書き出しの中で、漁業も農業と同じように、もう少量の生産で高価格の生産、水揚げを上げて、そういう時代に入ってきたのではないか。これをもって成長産業化ということではないのかなというような感じがいたします。

大量水揚げで魚価安に悩まされるよりは、資源保護のためにも少ない漁獲を行って高い値段で売って、そういう時代に入ってきているのではないか。そういうことになれば、漁船の運航回数も少なくなりますし、漁業の使用回数も少ないということで、耐用年数も当然延びるというように思いますし、また、出漁しないわけですから燃料も大幅に削減ができるということで、そういう時代に入ってきているのではないかという印象も受けます。

特に、そうなりますと、女性の働き方改革にも大きく貢献して、1日8時間労働ぐらいになるような夢も持てるのではないかなというような感じもいたします。

御承知のとおり商業漁業ですから、量を獲るということではなくて、水揚げ金額の確保ということが商業漁業の第一の目的だということですから、新たな漁業水産基本計画では、このような形でやっていただければなというふうに思っております。

がんばる漁業の17ページの（2）イ）ですけれども、新たな漁船の改革ということで、多目的漁船、それから省エネ漁船導入ということですが、残念ながらがんばる漁業も予算が少なくなってきた、これまでのような形で作れるということではございませんの

で、この辺の予算の確保というものを検討していただきたいなと思っています。

それから、28ページの（２）水産大学校のことですが、水産大学校は水産庁管轄の特殊な学校でございますので、ここに入学してくる皆さんというのは、将来、水産関係の職に就くという前提条件の下で入ってきているわけですから、しっかりと卒業生の皆さんが水産関係の職に就くというようなことを徹底していただきたいなというふうに思っております。

国交省所管の商船高専は100%近くが汽船に乗船をしていく、こういう就職をするということですから、水産大学校の卒業生の皆さんも漁業分野に入ってきているという人がどのぐらいいるのか、全ての人が漁業分野に入ってきているという理解でおりませんので、その辺の運用の仕方ということです。

それから、29ページについて、海技士の問題です。どうも漁船漁業の乗組員が不足をして深刻化しているんだということで、決して全ての漁業種が深刻化しているということではございません。陸上作業と同様に、労働者不足ということについてはそのとおりでございますので、いわゆる深刻化しているという漁業種については、参入者が入ってこない理由もありますし、また採用しても、航海で下船していく、そういうことの理由もあるということですから、その辺の改善というものを、この新しい基本計画の中で対応していただければありがたいというふうに思っています。

特に、熟練乗組員というか熟練漁業者で定員ぎりぎりで操業しているわけですから、新しい若い皆さんが入っていくスペースが全くないということで、欠員状態にならないとなかなか新たな人が入れるスペースがないのだということです。また、企業側もやはり熟練漁船員を採用したいということで、未経験者の若い皆さんの採用については、二の足を踏むというような状況でございますので、この辺の意識改革もしていただければありがたい。新たな基本計画の中で、そのような指導をしていただければということです。

それから、外国人の関係なんですが、技能実習生、それからマルシップ漁船に乗っている外国人漁船の賃金関係ですけれども、安価な労働力として頼るということはもう過去のことだということを認識をしていただきたいということです。国際的には、もう外国人漁船員の奪い合いが始まっておりますので、条件のいい国へ就職をしていくというのは、これは当然のことでございますので、その辺の対応、また、今、インドネシアの漁船員の皆さんが多いわけですが、インドネシア国内の経済発展に伴って、また漁船に乗りたくないというような方も増えているとこともありますので、その辺も踏まえた形の中で、向こう

5年間、徹底した対応をしていただきたいなというように思っております。

特に、ここに記載がありますけれども、特定技能ですけれども、特定技能の労働者については日本人と同等以上の賃金を支払うということでございますので、技能実習生の1号、2号、3号生、それから、マルシップ漁船に乗っている皆さん、この辺の皆さんと賃金の格差がかなり大きくなるということから、これらに乗っている技能実習生やマルシップ漁船の皆さんも、特定技能者と同じような賃金体系を求めてくるというのは、早晚、そういう話が出てくるということになります。

最後でございますけれども、これは質問なんですが、外国人材の受入れの後段の方に、「漁業活動に必要な資格を取得し、漁業現場で生かすなど、将来を見据えて、キャリアアップしながら就労できる環境の在り方について、関係団体、関係省庁ともに検討を進める」と記載をされておりますが、必要な資格というのはどのような資格なのか。また、その資格を持って漁業現場でどのように生かせるのか、生かすのか。この辺が明確ではございませんので、ちょっと気がかりなところということで、ここはちょっと教えていただきたいと思いますと思っております。

あとは、先ほど前段で申しましたとおり、今回の基本計画については異存はございません。以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

三つほど質問があったと思いますけれども、それについてだけ、まずお答えいただければと思いますけれども。

○企画課長 水産庁企画課長の河村でございます。

御質問、私も三つだと思っていまして、11ページ目の漁業者というところに漁業従事者が入るのかということでございますが、これは入ると認識いただいて、経営者としての漁業者というふうに全部書いているわけではございませんので、入るという御認識でいただければと思います。

あと、12ページ目のところで、資源管理、今まで国の指導が悪かったのかということでございますけれども、これは、高橋委員、言わずもがなで御存じだと思いますけれども、その都度その都度で制度というものがあって、その制度に則って必要な予算なりを取って、我々、科学的知見に基づいてやってきているものでございまして、今度、漁業法を見直して、新しい資源管理というのをしっかりやっていくということになってございますので、その都度その都度の科学的根拠に基づいてしっかり対応してきているという認識でござい

ます。

一番最後の29ページ目の御質問でございますが、これは念頭に置いていますのは海技士などの資格でございまして、そういった意味で、海技士の資格がしっかり確保できるように、我々としても、（３）の記述でも、外国人材の活用について、所管している国土交通省と連携しながらやっていきたいということでございます。

その他の部分につきましては、基本計画を今後推進していく中で、しっかり対応していきたいと思ってございますので、引き続き御指導いただければと思います。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

時間も限られておりますので、全漁連の三浦委員から手が挙がっておりますが。三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 全漁連、三浦でございます。私、ここでちょっと退席をしなきゃいけないものですから、一言だけ意見を言わせていただきます。

前回の企画部会で御意見申し上げましたとおり、まえがきの部分に昨今の海洋環境の激変等々を要因とする2010年以降の急激な沿岸漁業の漁獲量の減少、深刻な危機と、これら乗り越えていくための取組が必要であるということについて、しっかりと加筆を頂いたこと、そしてまた、いま一つは、沿岸漁業のところで海洋環境の変化を乗り越えるための具体的な対応策や方向性について、しっかりとここにも加筆を頂いたことに対しまして、担当された水産庁の皆様に対してお礼を申し上げたいということで、本当にありがとうございました。

私、これで退席しますので、よろしくお願いいたします。失礼します。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御質問のほか御意見等については、今後の水産基本計画の実施していく施策の中で反映していただくということでお願いしたいと思います。

それでは、諮問第354号、水産基本計画の変更については原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。企画部会の方々、よろしいですか。

○高橋特別委員 高橋は結構です。

○田中会長 ありがとうございます。

あと、いろいろ手が挙がっていますが。拍手。ありがとうございます。パチパチですね。

ありがとうございました。

それでは、ありがとうございます、続いて、水産基本計画の変更について審議会として農林水産大臣に答申することになります。あらかじめ私の方で作成した答申書を読み上げます。

答申書。3水審第69号、令和4年3月10日。

農林水産大臣、金子原二郎殿。

水産政策審議会会長、田中栄次。

水産基本計画の変更の諮問に対する答申について。

令和3年4月16日付2水漁第1482号をもって諮問のあった水産基本計画の変更（諮問第354号）について、下記のとおり答申する。

記。水産基本計画については、別紙のとおり定めることが適当である。

という案を作成いたしました。それでは、ただいま読み上げました答申のとおり、当審議会の決定とし、答申書を農林水産大臣に提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、閣議決定までの間、文書への若干の技術的修正等が必要となった場合は、会長である私に一任させていただきたいと思いますが、併せて御承認いただけますでしょうか。

○山下部会長 異議なし。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

間もなく金子農林水産大臣が到着されるということでございます。しばらくお待ちください。

それでは、答申書を金子農林水産大臣にお渡ししたいと存じます。

それでは、改めて読み上げさせていただきます。

答申書。3水審第69号、令和4年3月10日。

農林水産大臣、金子原二郎殿。

水産政策審議会会長、田中栄次。

水産基本計画の変更の諮問に対する答申について。

令和3年4月16日付2水漁第1482号をもって諮問のあった水産基本計画の変更（諮問第354号）について、下記のとおり答申する。

記。水産基本計画については、別紙のとおり定めることが適当である。

それでは、せっかくお越しいただきました金子農林水産大臣から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○農林水産大臣 水産基本計画の変更に係る答申に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

水産基本計画の見直しにつきましては、昨年４月に野上前農林水産大臣より諮問をさせていただき、ただいま田中会長から答申を頂きました。委員の皆様におかれましては、１年間、熱心に御議論していただき、感謝申し上げます。

皆様御承知のとおり、近年、我が国の水産業を取り巻く状況は大きく変化しており、漁業就業者の高齢化など構造的な問題に加え、海洋環境の変化などにより、近年、漁獲量が減少傾向にあり、水産物の安定供給化のリスクとなっていることに加え、昨今の原油価格高騰など様々な課題が生じています。

更に、新たな動きとして、ＳＤＧｓやカーボンニュートラルをはじめとした様々な環境問題への国際的な取組の広がりや、デジタル化の進展などが生じてきており、水産分野でも対応が求められております。このように水産業は大きな転換期を迎えていると考えております。

このような水産業をめぐる情勢の変化を踏まえまして、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、地域を支える漁村の活性化の推進の三つを柱とする答申を示していただきました。

今後、この答申を尊重し、政府内で新たな水産基本計画を決定してまいりたいと考えております。

委員各位におかれましては、これまでの真摯で熱い御議論に敬意を表しまして、また、その御尽力にお礼申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。どうもお疲れさまでした。

○田中会長 ありがとうございました。

金子農林水産大臣におかれましては、公務の関係でこれにて退席されます。どうもありがとうございます。

○農林水産大臣 どうも皆さん、お疲れさまでした。長い間、御苦労さまでした。

○田中会長 それでは、二つ目の議題、諮問第386号、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の規定に基づく特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物の指定について、まず、農林水産大臣からの諮問を受けたいと思います。

○水産庁長官 水産政策審議会会長、田中栄次殿。農林水産大臣、金子原二郎。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第2条第1項及び同条第4項の規定に基づく特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物の指定について（諮問第386号）。

特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）第2条第1項及び同条第4項の規定に基づき、特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物を別紙のとおり指定したいので、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○田中会長 それでは、ただいま諮問を受けました特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の規定に基づく特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物の指定について、まず事務局から説明を受け、その後、質疑、討議に移りたいと思います。

それでは、まず、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○加工流通課長 加工流通課長の五十嵐と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。資料の3を御覧ください。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律、これは通称、法律が長いので水産流通適正化法と呼んでおりますが、この法律で対象とする特定第一種水産動植物と特定第二種水産動植物について指定をしたいということで、今回、こちらの企画部会で御意見を求めるということになっております。

1枚おめくりください。今回、指定をしたいと思っているのがこちらにある特定第一種については、ウナギの稚魚、アワビ、ナマコ、特定第二種については、サバ、サンマ、マイワシ、イカでございます。

もう1枚おめくりください。水産流通適正化法に関しましては、9月15日の水政審の総会、それから企画部会で水政審議事規則改正のときに簡単に御説明をさせていただいておるんですが、今回、改めて簡単に法律のこういったものかという概要を御説明させていただきたいと思います。

もう2枚おめくりいただければと思います。この法律の概要です。参考と書いてあるものですが、背景としましては、国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種、これをこの法律で特定第一種水産動植物と呼んでおりますが、この魚種については違法に漁獲されたものの流通が水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営を圧迫しているということから、この法律で輸出品も含めて違法漁獲物の流通を防止して、国内流通を適正化する措置を講ずる必要があるということでございます。

もう一つは、国際的にIUU（違法・無報告・無規制）漁業のおそれの大きい魚種、それをこの法律で特定第二種水産動植物と呼んでおりますが、これについて全体的に国際社会においてもIUU漁業の撲滅ということで、我が国は欧米に次ぐ水産物輸入大国ということもあって、その責務を果たすということからも、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置ということが求められるといったことを背景として、この法律は令和2年12月に公布されたところでございます。

具体的にこういった措置を取るかということですが、法律の概要のⅠのところを御覧いただければと思います。これは、特定第一種動植物に関する国内の規制でございます。特定第一種水産動植物を採捕する者、それから、その譲渡などを取扱う事業者については、まず届出を行う必要があります。

2番として、情報の伝達ということで、届出をした際に、通知された番号を含む漁獲番号を特定第一種水産動植物を取引する際に、それに関する情報、名称、漁獲番号の情報について、事業者間で伝達をしなければいけないという義務がかかる。もう一つは、取引記録の作成と保存という義務がかかる。更に、輸出をする際には、水産庁が発行する適法漁獲等証明書を添付しなければ輸出はできなくなるといった規制がかかってくることとなります。

それから、Ⅱのところですが、これは特定第二種水産動植物に係る輸入規制ですが、これについては、日本国、我が国に輸入する際には適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関が発行した証明書を添付してあるものでなければ輸入ができなくなる、こういった法律でございます。

恐縮ですが、2枚、今度はまたお戻りいただければと思います。法律の対象魚種についてと書かれた資料でございますが、今、御説明を申し上げた法律が成立した後、対象魚種も含む制度の詳細等を検討するために、水産流通適正化制度検討会議というものが設置されました。

こちらの会議で若手漁業者、学識経験者、生産・加工・流通団体など実務関係者、専門家が構成員となった会議を設置して議論を頂いておりました。17名の委員に御参加いただいて、昨年の令和3年5月から8月、4回にわたって議論を頂きました。最後の令和3年8月の取りまとめにおいて、この検討会議で議論して定められた指定基準に照らして、対象魚種を次のとおり指定することとされたところです。

すなわち、特定第一種のものについては、アワビ、ナマコ、シラスウナギ、特定第二種

水産動植物はサバ、サンマ、マイワシ、イカといったこととなっております。

簡単に、この指定基準について御説明をさせていただければと思います。次のページをおめくりください。

特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物を指定する際の基準ということでございますが、特定第一種水産動植物を指定する基準は、1番としては漁業関係法令違反の件数が多いものや単価が高いなど、違法漁獲により不正の利益を得やすいものであること、2番目としまして、生産額が一定規模以上、3番目としまして、漁獲量が減少しているもの、4番目といたしまして、これは新しいスキームを入れるということもあって、事業者の負担も考慮し、実行可能性の観点から対応可能であること、こういった指定基準に照らし合わせて、今回、取りまとめの方でアワビ、ナマコ、シラスウナギを指定することが望ましいとされたところです。

特定第二種水産動植物に関しては、指定基準はこちらにありますように、外国漁船によって外国法令に反してIUU漁業が行われるおそれ大きいもの、2番としまして、資源状況が悪い、又は地域漁業管理機関などによる資源管理が行われている、又は重量当たりの単価が高いもの、3番目といたしまして、日本に一定量以上の輸入がなされている、又は輸入が急増しているもの、4番目といたしまして、法施行準備の観点から実行可能であるもの、これに、この基準を当てはめた結果、サンマ、イカ、サバ、マイワシを指定することが望ましいということで取りまとめを頂いたところです。

今般、この取りまとめを踏まえて、実際に省令上、これらの魚種について指定をしたいと思っております。

私の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました資料について、御審議いただきたいと思いますが、資料3について御意見、御質問がありましたらお願いします。

なお、本議題は企画部会での議決事項でございますので、企画部会の委員の方々から御意見、御質問をお受けしたいと思います。

川原委員、どうぞ。

○川原委員 ありがとうございます。川原でございます。聞こえていますでしょうか。

○田中会長 聞こえております。

○川原委員 ありがとうございます。

すみません。ちょっと今日、回線の状態があまりよくないので、もしかすると御説明いただいているかもしれないんですが、質問が1点と意見が1点です。

質問は、この第二種の水産動植物なんですが、こちらは全て輸入のものを対象とするという理解でよろしいでしょうか。例えば、日本で漁獲して外国で加工して加工品が再輸入されるようなものも対象となるのでしょうか。これが質問です。

2番目に意見ですが、これでトレーサビリティが担保されるというふうに理解しております。そうしますと漁業認証など、そういった製品を扱う際にも非常に有用ではないかなと思いました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○田中会長 では、質問への回答をお願いします。

○加工流通課長 川原委員、御質問、御意見、どうもありがとうございました。

御質問に関してですが、輸入されたものも、もちろん、特定第二種水産動植物ということで対象になりますし、また、日本で漁獲されて、それを第三国で恐らく加工して、また日本に輸入ということだと思いますが、それについても輸入品という扱いなので、今回の特定第二種の規制がかかってくるということでございます。

○田中会長 よろしいでしょうか。

○川原委員 すみません、ちょっと最後のところが聞こえませんでしたので、もう一度、お願いできますか。

○加工流通課長 日本で漁獲されたものを第三国で加工したものを、また再度、日本に輸入をされるといったケースだと思いますが、それについても我が国に入るので輸入に当たるとのことなので、特定第二種のもので輸入規制がかかるということでございます。

○川原委員 承知しました。ありがとうございます。

○田中会長 よろしいでしょうか。

最初の質問の方は、世界中のイカ、世界中のサバが対象になるかという意味が入っていると思いますけれども、そういう理解でよろしいですね。

○加工流通課長 おっしゃるとおりです。

○田中会長 ということだそうです。

ほかにございますか。

佐々木ひろこ委員、どうぞ。

○佐々木（ひ）委員 佐々木です。どうぞよろしくお願いいたします。

この流通法の導入は本当に消費者としても正しいといえますか、悪事に加担しないで済むという意味で、とてもありがたいと思っておりますし、これによって国内の漁業者さんたちが被害を被らないという意味でも、とてもいい方向にあると思っております。

一つだけ質問なんですけれども、今、全部で第二種につきましては4種、第一種は3種の魚種が挙げられておりますけれども、まだまだ問題となりそうな魚種というものは多いように、特に二種についても多いなというふうに思っているんですけれども、これは拡大とかの可能性は将来的にあるのでしょうかという質問です。よろしくお願いいたします。

○加工流通課長 佐々木委員、御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、限られた魚種ということになっております。この趣旨というのは、先ほど御説明した制度の詳細を決める検討会議でも議論になったところなんですけど、まず、制度導入の際は、規制の必要と、それから現場の実効性の両方の観点で見ていかないといけない。特に、制度をいきなり新しいのを、こういうのを入れるということから、実行可能性が重要との意見が複数出されて、まずは優先度の高いものから指定していくということで、こういった結果になっております。

今後については、指定基準の指標とか、それから対象魚種というのはまたいろいろ変わってくるということもありまして、検討会議の議論とか、それから関係者の皆さんの意見を聞くための検討会議の議論などを踏まえて、2年程度ごとに、今後、検証、見直しをしていくこととしております。

○田中会長 よろしいでしょうか。

○佐々木（ひ）委員 どうもありがとうございました。

○田中会長 最初は導入段階だということで、今後、拡大するかもしれない。

高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 すみません、以前もちょっと確認をさせていただいたのですが、再確認ということになると思いますけれども、第二種の政府機関等のこの「等」なのですが、どういう機関を、政府に準ずるような機関とするのか、例えば、どのような機関を想定されて、この「等」というお言葉が入っているのか、再度確認をさせていただければありがたいなと思います。以上です。

○加工流通課長 すみません。どこでしょうか。

○高橋特別委員 参考資料のⅡのところ、アラビア数字のⅡの輸入の規制の中身です。IUU漁獲物の流入防止のための輸入の規制、その下に、外国の政府機関等と書いています。

○加工流通課長 これは端的に言いますと、台湾などとの関係がありますので、そこでちょっと広めに「等」ということで取っておるところです。

○田中会長 よろしいですか。

○高橋特別委員 そうすると、民間機関ではないということですね。

○加工流通課長 そうですね。基本的には政府機関で、外国と個別に協議をした結果なんですけれども、外国の政府機関が場合によっては、この別の公的に準ずる機関という指定があれば、ここはまたちょっと調整はしていきたいと思っておりますけれども、基本、原則的には政府機関ということでございます。

○田中会長 よろしいでしょうか。

○高橋特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中会長 いわゆる「国及び地域」の後者に入ることですね。

ほかにございますか。

特段、御反対意見はなかったと思いますが、ほかにないようでしたら、諮問第386号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

○山下部会長 異議なし。

○田中会長 ありがとうございます。

特段、御異議ないようですので、そのように決定したいと思います。

それでは、諮問第386号について確認のため答申書を読み上げます。

答申書。3水審第70号、令和4年3月10日。

農林水産大臣、金子原二郎殿。

水産政策審議会会長、田中栄次。

令和4年3月10日に開催された水産政策審議会第97回企画部会における審議の結果、諮問のあった下記事項については諮問のとおり実施することが適当である。

記。諮問第386号特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第2条第1項及び同条第4項の規定に基づく特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物の指定について。

それでは、最後の議題、分科会及び部会の調査審議について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○漁政課長 昨年9月に行いました前回の総会以降の審議会における分科会、部会の調査審議事項ということで総括をさせていただきます。

まず、総会としまして昨年9月にこの現体制ができて、田中会長に会長就任いただいているということでございます。同じく田中分科会長で資源管理分科会、112回から116回まで5回にわたってクロマグロの資源管理基本方針などを御審議、答申を頂いたということでございます。

続きまして、3ページにおきましては、クロマグロ部会は2回、そして、4ページ目に資源管理手法検討部会、こちら2回から5回まで4回にわたって精力的に御議論いただいたということでございます。

そして、4ページ目の方は漁港漁場整備分科会、こちらの方は橋本分科会長の下で御審議いただきまして、今回の漁港長計の答申を頂くということで、計3回、精力的に御審議いただきまして、5ページ目の方では最後、企画部会でございますけれども、山下部会長の下で3回、前回、その前の諮問からもう山下部会長には本当に御審議いただきまして、3回ほど現体制が開催したということでございます。

最後に、5ページの方ですが、これは農業、林業並びでございますけれども、企画部会の地球環境小委員会、こちらの方も1回開催させていただいているということでございます。

私からは、以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関連しまして、何か御質問なり、御意見はございませんでしょうか。
はい、どうぞ。

○橋本委員 一言言わせてください。

先ほど漁港漁場整備分科会、これにはありませんが、同分科会を開きまして、答申を決定してお渡しをするということをやったということだけ御報告させていただきます。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

ほか、ございませんでしょうか。

会議の運営上、謝金は来年度はちゃんと確保したのかなど。

○漁政課長 そこはしっかり確保してまいります。

○田中会長 ありがとうございます。

特段、御意見等ないようですので、先に進めたいと思います。

それでは、その他に移りたいと思います。事務局から報告事項等ありましたらお願いい

たします。

○漁政課長 失礼しました。本日は御審議ありがとうございます。今後のスケジュールでございます。水産基本計画については、3月下旬に閣議決定、国会への提出という予定で考えております。

また、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の規定に基づく特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物の指定については、今後は本日の答申を踏まえまして、特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物の指定の内容を含む施行規則、省令を令和4年4月中に公布する予定で手続を進めさせていただきたいと考えております。

本日は、委員の皆様方におかれましては御多忙の折、総会及び企画部会合同会議に御出席賜りまして、貴重な御助言、御指導いただきまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の水産政策審議会第26回総会、第97回企画部会合同会議を終了いたします。円滑な議事運営の進行に御協力ありがとうございました。